

平成29年度 第3回

協議会議案

日 時 平成30年2月19日(月)
午後7時00分～

会 場 音更町役場 2階 庁議室

音更町国民健康保険運営協議会

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 件

議事録署名委員2名の指名について

報告第1号 平成29年度音更町国民健康保険事業勘定
特別会計の決算見込みについて

報告第2号 平成30年度音更町国民健康保険事業勘定
特別会計の予算(案)について

諮問第1号 音更町国民健康保険条例の一部改正について

諮問第2号 音更町国民健康保険特定健康診査等実施計画
(第3期)について

その他 第2期音更町国民健康保険保健事業実施計画
(データヘルス計画)の策定について

4 閉 会

報告第1号

平成29年度音更町国民健康保険事業勘定特別会計の決算見込みについて

平成29年度音更町国民健康保険事業勘定特別会計決算見込書

歳入

(単位 千円)

科 目	当初予算	補正予定額	予算現計見込額
国民健康保険税	1,190,892		1,190,892
一般			
医療給付費分現年課税分	781,792		781,792
支援金分現年課税分	221,207		221,207
介護納付金分現年課税分	109,710		109,710
医療給付費分滞納繰越分	49,335		49,335
支援金分滞納繰越分	10,379		10,379
介護納付金分滞納繰越分	4,467		4,467
退職			
医療給付費分現年課税分	8,328		8,328
支援金分現年課税分	2,329		2,329
介護納付金分現年課税分	2,052		2,052
医療給付費分滞納繰越分	972		972
支援金分滞納繰越分	172		172
介護納付金分滞納繰越分	149		149
国庫支出金	1,169,525	△ 8,243	1,161,282
療養給付費等負担金	946,959		946,959
現年度分	946,959		946,959
過年度分			
高額医療費共同事業負担金	37,686	△ 10,180	27,506
特定健診等負担金	7,242	△ 2,893	4,349
財政調整交付金	172,861	4,830	177,691
普通調整交付金	166,861		166,861
特別調整交付金	6,000	4,830	10,830
国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金	4,777		4,777
療養給付費等交付金	61,266		61,266
現年度分	61,266		61,266
過年度分			
前期高齢者交付金	1,078,483	1,051	1,079,534
道支出金	248,526	△ 1,791	246,735
高額医療費共同事業負担金	37,686	△ 10,180	27,506
特定健診等負担金	7,242	△ 2,893	4,349
財政調整交付金	203,598	11,282	214,880
普通調整交付金	153,202		153,202
特別調整交付金	50,396	11,282	61,678
共同事業交付金	1,359,798	△ 130,529	1,229,269
高額医療共同事業交付金	150,747	△ 25,024	125,723
保険財政共同安定化事業交付金	1,209,051	△ 105,505	1,103,546
財産収入	1		1
繰入金	432,509	63,657	496,166
基盤安定繰入金	254,819	△ 462	254,357
その他繰入金	137,690	6,526	144,216
職員給与費分	45,060	△ 1,987	43,073
出産育児一時金分	21,000		21,000
財政安定化支援事業分	20,000	8,513	28,513
福祉医療波及分	12,097		12,097
補助対象外経費分	39,533		39,533
財政健全化分	40,000	57,593	97,593
諸収入	4,000		4,000
延滞金	1,000		1,000
雑入	3,000		3,000
歳入欠かん補てん収入			
歳入合計	5,545,000	△ 75,855	① 5,469,145

歳出

(単位 千円)

科 目	当初予算	補正予定額	予算現計見込額
総務費	92,003	△ 1,287	90,716
総務管理費	79,587	△ 1,287	78,300
徴税費	12,034		12,034
運営協議会費	382		382
保険給付費	3,189,214		3,189,214
療養諸費	3,155,614		3,155,614
一般療養給付費	2,723,329	△ 600	2,722,729
退職療養給付費	43,024		43,024
一般療養費	18,343	600	18,943
退職療養費	246		246
一般高額療養費	352,102		352,102
退職高額療養費	8,175		8,175
一般高額介護合算療養費	400		400
退職高額介護合算療養費	200		200
一般移送費	200		200
退職移送費	200		200
審査支払手数料	9,395		9,395
保険諸費	33,600		33,600
出産育児一時金	31,500		31,500
葬祭費	2,100		2,100
後期高齢者支援金	598,736	△ 1,739	596,997
後期高齢者支援金(含病床)	598,693	△ 1,739	596,954
事務費拠出金(含病床)	43		43
前期高齢者納付金	2,172	23	2,195
前期高齢者納付金	2,130	23	2,153
事務費拠出金	42		42
老人保健拠出金	100	△ 88	12
医療費拠出金			
事務費拠出金	100	△ 88	12
介護納付金	243,411	△ 16,727	226,684
共同事業拠出金	1,372,016	△ 95,828	1,276,188
高額医療共同事業拠出金	150,747	△ 37,687	113,060
保険財政共同安定化事業拠出金	1,221,264	△ 58,141	1,163,123
その他拠出金	5		5
保健事業費	39,247	△ 6,822	32,425
特定健診等事業費	34,923	△ 6,470	28,453
保健事業費	4,324	△ 352	3,972
積立金	1		1
公債費	100		100
諸支出金	3,000	46,891	49,891
予備費	5,000	△ 278	4,722
繰上充用金			
歳出合計	5,545,000	△ 75,855	② 5,469,145

平成29年度収支決算見込額

歳入合計 ①			5,469,145
歳出合計 ②			5,469,145
実質収支 ①-②			0

報告第2号

平成30年度音更町国民健康保険事業勘定特別会計の予算(案)について

平成30年度音更町国民健康保険事業勘定特別会計予算書(案)

歳入

(単位:千円)

科 目	平成30年度 予算額	平成29年度 予算額	増減額
1 国民健康保険税	1,080,310	1,190,892	△ 110,582
一般			
医療給付費分現年課税分	714,603	781,792	△ 67,189
後期高齢者支援金分現年課税分	212,169	221,207	△ 9,038
介護納付金分現年課税分	85,241	109,710	△ 24,469
医療給付費分滞納繰越分	48,786	49,335	△ 549
後期高齢者支援金分滞納繰越分	10,505	10,379	126
介護納付金分滞納繰越分	4,581	4,467	114
退職			
医療給付費分現年課税分	2,443	8,328	△ 5,885
後期高齢者支援金分現年課税分	680	2,329	△ 1,649
介護納付金分現年課税分	647	2,052	△ 1,405
医療給付費分滞納繰越分	500	972	△ 472
後期高齢者支援金分滞納繰越分	83	172	△ 89
介護納付金分滞納繰越分	72	149	△ 77
2 道支出金	3,108,868	248,526	2,860,342
高額医療費共同事業負担金(科目廃止)	0	37,686	△ 37,686
特定健診等負担金(科目廃止)	0	7,242	△ 7,242
財政調整交付金(科目廃止)	0	203,598	△ 203,598
保険給付費等交付金	3,108,868	0	3,108,868
普通交付金	3,002,067		3,002,067
特別交付金	106,801		106,801
3 財産収入	1	1	0
4 繰入金	385,821	432,509	△ 46,688
基盤安定繰入金	241,527	254,819	△ 13,292
その他繰入金	128,294	137,690	△ 9,396
職員給与費分	43,590	45,060	△ 1,470
出産育児一時金分	21,000	21,000	0
財政安定化支援事業分	28,000	20,000	8,000
福祉医療波及分	5,383	12,097	△ 6,714
補助対象外経費分	30,321	39,533	△ 9,212
財政健全化分	16,000	40,000	△ 24,000
5 諸収入	4,000	4,000	0
延滞金	1,000	1,000	0
雑入	3,000	3,000	0
国庫支出金(科目廃止)	0	1,169,525	△ 1,169,525
療養給付費等交付金(科目廃止)	0	61,266	△ 61,266
前期高齢者交付金(科目廃止)	0	1,078,483	△ 1,078,483
共同事業交付金(科目廃止)	0	1,359,798	△ 1,359,798
歳入合計	4,579,000	5,545,000	△ 966,000

歳出

(単位：千円)

科 目	平成30年度 予算額	平成29年度 予算額	増減額
1 総務費	89,527	92,003	△ 2,476
総務管理費	77,096	79,587	△ 2,491
徴税費	12,127	12,034	93
運営協議会費	304	382	△ 78
2 保険給付費	3,002,067	3,189,214	△ 187,147
療養諸費	2,968,467	3,155,614	△ 187,147
一般療養給付費	2,600,917	2,723,329	△ 122,412
退職療養給付費	13,016	43,024	△ 30,008
一般療養費	19,598	18,343	1,255
退職療養費	70	246	△ 176
一般高額療養費	321,632	352,102	△ 30,470
退職高額療養費	2,104	8,175	△ 6,071
一般高額介護合算療養費	400	400	0
退職高額介護合算療養費	200	200	0
一般移送費	200	200	0
退職移送費	200	200	0
審査支払手数料	10,130	9,395	735
保険諸費	33,600	33,600	0
出産育児一時金	31,500	31,500	0
葬祭費	2,100	2,100	0
3 国保事業費納付金	1,434,513	0	1,434,513
4 共同事業拠出金	5	1,372,016	△ 1,372,011
高額医療費拠出金(科目廃止)	0	150,747	△ 150,747
保険財政共同安定化事業拠出金(科目廃止)	0	1,221,264	△ 1,221,264
その他拠出金	5	5	0
5 保健事業費	44,787	39,247	5,540
特定健診等事業費	39,944	34,923	5,021
保健事業費	4,843	4,324	519
6 積立金	1	1	0
7 公債費	100	100	0
8 諸支出金	4,000	3,000	1,000
9 予備費	4,000	5,000	△ 1,000
後期高齢者支援金(科目廃止)	0	598,736	△ 598,736
前期高齢者納付金(科目廃止)	0	2,172	△ 2,172
老人保健拠出金(科目廃止)	0	100	△ 100
介護納付金(科目廃止)	0	243,411	△ 243,411
歳出合計	4,579,000	5,545,000	△ 966,000

◆ 平成30年度国保事業費納付金の確定額等について

1 北海道における確定納付金

確定納付金(保険料) 1,535億円	⇒	北海道国保会計予算総額 5,013億円
-----------------------	---	------------------------

2 音更町の確定納付金

医療分	1,003,172千円
支援金分	311,920千円
介護分	119,421千円
合計	1,434,513千円

※1 北海道全体で集める納付金について、市町村ごとの算定区分に応じて、医療費の水準や所得及び保険者規模の全道に占める割合などを乗じるなどして、各市町村が支払うべき納付金を算定する。

3 音更町の課税総額の算出(現年度課税分)

納付金算定額		⇒	必要収納額	⇒	必要課税総額
医療分	1,003,172千円	⇒	778,313千円	⇒	829,492千円
支援金分	311,920千円	⇒	282,318千円	⇒	299,829千円
介護分	119,421千円	⇒	108,652千円	⇒	115,673千円
合計	1,434,513千円	⇒	1,169,283千円	⇒	1,244,994千円

※2 必要収納額は、納付金を支払うために充てる現年度分保険税以外の財源(保険基盤安定事業のうち保険者支援制度分や滞納繰越分保険税収入など)を控除して算出する。

※3 必要課税総額は、必要収納額を3か年平均の収納率で割り返し算出する。

4 北海道標準保険料率による調定必要額

区分	必要課税総額 A	保険税軽減額 B	調定必要額 A-B
医療分	829,492千円	115,385千円	714,107千円
後期高齢者支援金分	299,829千円	30,272千円	269,557千円
介護納付金分	115,673千円	11,519千円	104,154千円
合計	1,244,994千円	157,176千円	1,087,818千円

5 調定額の比較

(音更町算定は、予算積算時の被保険者の所得等を用いて、計算したものである。)

区分	北海道算定	音更町算定	
	納付金から算出した 調定必要額	標準保険料率で算定 (Aで算出した場合)	予算算定 (現行税率イ)
医療分	714,107千円	712,866千円	756,285千円
後期高齢者支援金分	269,557千円	248,825千円	224,498千円
介護納付金分	104,154千円	100,164千円	90,575千円
合計	1,087,818千円	1,061,855千円	1,071,358千円
北海道算定調定必要額との差		▲ 25,963千円	▲ 16,460千円
		▲ 2.4%	▲ 1.5%
被保険者数	10,247人	10,188人	10,188人
被保険者一人当たり	106,160円	104,226円	105,159円
一人当たり北海道調定必要額との差		▲ 1.8%	▲ 0.9%

6 保険税率の比較

区分	標準保険料率 ア			予算算定（現行税率） イ		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
医療分	7.20%	27,027円	18,732円	8.10%	24,500円	26,000円
後期高齢者支援金分	2.49%	9,472円	6,565円	2.30%	6,700円	6,400円
介護納付金分	1.86%	9,560円	4,952円	1.40%	8,800円	6,700円
合計	11.55%	46,059円	30,249円	11.80%	40,000円	39,100円
賦課割合	応能 54.9% 応益 45.1%			応能 56.6% 応益 43.4%		

区分	差引 アーイ		
	所得割	均等割	平等割
医療分	▲0.90%	2,527円	▲7,268円
後期高齢者支援金分	0.19%	2,772円	165円
介護納付金分	0.46%	760円	▲1,748円
合計	▲0.25%	6,059円	▲8,851円
賦課割合	応能 ▲1.7% 応益 1.7%		

限度額～医療分54万円、支援金分19万円、介護分16万円 計89万円

7 財源不足分の対応

- ① 北海道に納める納付金に充てる現年度分保険税額は、16,460千円の不足が見込まれる。
この財源不足への対応は、税率等の改正による保険税収入の増又は、財政健全化繰入（赤字補てん）により措置する2通りの方法が考えられる。

- ②本町の財政健全化繰入（赤字補てん）の推移

平成26年度	268,822千円
平成27年度	260,000千円
平成28年度	55,554千円
平成29年度見込	97,593千円

・・・3月補正後予算額

- ③平成30年度税制改正見込

限度額の引上げ ～ 16,977千円
医療分の限度額を4万円引上げ58万円に、合計限度額が93万円（現行89万円）

軽減基準の拡充 ～ ▲799千円
5割軽減の判定所得で世帯人数に乘じる額を5万円引上げ27万5千円に引き上げる。
2割軽減の判定所得で世帯人数に乘じる額を1万円引上げ50万円に引き上げる。

影響額 ～ 16,178千円・・・増収見込み

- ④当初予算における対応

保険税の財源不足分相当額を財政健全化繰入 16,000千円として計上

※国保加入者の所得が確定する5月時点で、税制改正分を含めて、税率改正の必要性について検討。

諮問第 1 号

音更町国民健康保険条例の一部改正について

1 改正の理由

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）の改正に伴い、条例を改正しようとするものである。

2 改正の内容

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）により法が改正され、これまで市町村単位で運営されていた国民健康保険（以下「国保」という。）に、新たに都道府県が保険者として加わる（平成 30 年 4 月 1 日施行）。

法改正の内容	条例改正の内容
都道府県が市町村とともに国保の保険者となる。	従前は本町が単独で保険者として国保を運営していたが、今後は保険者の一員となることから、所用の文言の整理を行う。 【例】本町が行う国民健康保険 →本町が行う国民健康保険の事務
「国民健康保険運営協議会」が「国民健康保険事業の運営に関する協議会」とされ、都道府県にも設置される。	「国民健康保険事業の運営に関する協議会」の名称を従前同様の「音更町国民健康保険運営協議会」とし、委員も従前の者を引き継ぐ。
特定健診に係る都道府県に関する条項が追加される。	当該条項を引用している箇所の文言を整理する。

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

※音更町国民健康保険条例 新旧対照表（改正部分のみ抜粋）

現 行	改正案
<p>目次</p> <p>第 1 章 本町が行う国民健康保険（第 1 条）</p> <p>第 2 章 国民健康保険運営協議会（第 2 条・第 3 条）</p> <p>第 3 章～第 7 章 略</p> <p>附則</p> <p><u>第 1 章 本町が行う国民健康保険</u></p> <p>（この町が行う国民健康保険）</p> <p>第 1 条 本町が行う国民健康保険については法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p><u>第 2 章 国民健康保険運営協議会</u></p> <p>（国民健康保険運営協議会の委員の定数）</p> <p>第 2 条</p> <p>国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>（一部負担金）</p> <p>第 5 条の 2 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。)</u>第 42 条第 1 項第 4 号の規定が適用される者である場合 10 分の 3</p> <p>（保健事業）</p> <p>第 9 条 本町は、<u>法第 72 条の 5</u>に規定する特定健康診査等を行うほか、これらの事業以外の事業であつて、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行う。</p> <p>2 略</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 本町が行う国民健康保険の事務(第 1 条)</p> <p>第 2 章 <u>音更町国民健康保険運営協議会</u>(第 2 条・第 3 条)</p> <p>第 3 章～第 7 章 略</p> <p>附則</p> <p><u>第 1 章 本町が行う国民健康保険の事務</u></p> <p>（本町が行う国民健康保険の事務）</p> <p>第 1 条 本町が行う国民健康保険の事務については法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p><u>第 2 章 音更町国民健康保険運営協議会</u></p> <p>（名称及び組織）</p> <p>第 2 条 <u>国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。)</u>第 11 条第 2 項の規定により本町に設置された国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）の名称は、音更町国民健康保険運営協議会とする。</p> <p>2 <u>協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>（一部負担金）</p> <p>第 5 条の 2 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>法</u>第 42 条第 1 項第 4 号の規定が適用される者である場合 10 分の 3</p> <p>（保健事業）</p> <p>第 9 条 本町は、<u>法第 72 条の 5 第 1 項</u>に規定する特定健康診査等を行うほか、これらの事業以外の事業であつて、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行う。</p> <p>2 略</p>

諮問第2号

音更町国民健康保険特定健康診査等実施計画（第3期）について

特定健康診査等実施計画（第3期）の概要

特定健康診査等実施計画とは、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、各医療保険者が特定健康診査及び特定保健指導の実施方法やその成果に関する目標を定めたもので、平成25年度から平成29年度の第2期計画期間に引き続き、平成30年度から平成35年度までの第3期計画期間の計画となります。計画の概要は次のとおりです。

1 基本的な事項

項 目		内 容							
実 施 年 度		H30	H31	H32	H33	H34	H35	備 考	
目 標 値	特定健康 診 査	受診率(%)	50	55	60	60	60	60	国の指針は 60% (H35)
		受診者数(人)	3,471	3,675	3,893	3,754	3,597	3,407	
	特定保健 指 導	実施率(%)	72	73	73	74	74	75	国の指針は 60% (H35)
		利用者数(人)	337	329	320	312	299	287	
計 画 期 間		H30年度からH35年度まで							必要に応じて目 標値見直し予定
位 置 づ け		「高齢者の医療の確保に関する法律」第19条に基づき、音更町国民健康保険の保険者である町が策定する計画							
個人情報保護		音更町個人情報保護条例等に基づき実施する。 特定健康診査等に関するデータは、北海道国保連合会の「特定健診等データ管理システム」において管理するものとし、データ管理業務は、北海道国保連合会に委託する。							
計画の周知方法		町広報紙、町ホームページ等							

2 特定健康診査

項 目	内 容
実 施 場 所	(個別健診) 町内医療機関及び帯広市内の一部医療機関
	(集団健診) 町保健センター及び木野コミュニティセンター
実 施 期 間	5月～3月
健 診 項 目	【基本的な健診項目】
	問診、身体測定（身長、体重、BMI、腹囲）、身体診察、血圧測定
	血中脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）
	肝機能検査（AST (GOT)、ALT (GPT)、 γ -GT (γ -GTP))
	血糖検査（空腹時血糖）
	尿検査（尿蛋白、尿糖）
	【詳細な健診項目（医師の判断で実施）】
	眼底検査
	【追加健診項目（独自に実施する項目）】
	貧血検査（ヘマトクリット値、血色素量、赤血球数）※
	心電図検査 ※
腎機能検査（血清クレアチニン ※、尿酸）	

	血糖検査 (HbA1c)
	肝機能検査 (総蛋白、アルブミン)
	※は、国の指針で詳細な健診項目とされていますが、追加健診項目として全ての特定健康診査受診者に実施しています。
対象者への案内	5月に対象者へ受診券を送付
周知方法	町広報紙、町ホームページ等
実施の流れ	対象者に特定健康診査受診券を送付→医療機関又は集団健診を予約→受診券・保険証を持参して受診
結果通知	医療機関から受診結果通知送付 (必要な情報の提供)

3 特定保健指導

項目	内容
実施場所	町保健センター及び一部医療機関
実施内容	【動機付け支援】
	①初回面接による支援 (行動計画の策定)
	②行動計画の策定の日から3か月以上経過後に面接、電話等による実績評価
	【積極的支援】
	①初回面接による支援 (行動計画の策定)
	②3か月以上の継続的な支援
	③行動計画の策定の日から3か月以上経過後に面接、電話等による実績評価
実施時期	特定健康診査の受診後、概ね2か月後から実施
対象者への案内	対象者に特定保健指導利用券を送付
周知方法	町広報紙、町ホームページ等
実施の流れ	対象者に利用券を送付→町保健センター又は医療機関へ利用券を持参して指導を受ける

その他

第2期音更町国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定について

第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の概要

データヘルス計画とは、国民健康保険加入者の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指し、健康・医療情報を活用してP D C Aサイクルに沿った効果的・効率的な保健事業の実施について医療保険者が定めるものです。医療レセプトや健診データの分析に基づき、生活習慣病をはじめとする被保険者の健康増進、糖尿病等の発症や重症化予防等の保健事業の実施及び評価を行います。

計画の位置づけ	「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部改正」に基づき、保険者である町が策定する計画
計画の目的	虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症の死亡を減らし、健康格差を縮小する。
計画期間	平成30年度～平成35年度
対象者	音更町国民健康保険被保険者
対象疾患	虚血性心疾患、脳血管疾患、高血圧、糖尿病性腎症、糖尿病、脂質異常症、メタボリックシンドローム
第1期計画における健康課題	<p>【医療】</p> <ul style="list-style-type: none">・一人当たり医療費が同規模保険者に比べて高い。・入院の医療費が虚血性心疾患と脳血管疾患で高額である。・人工透析のうち糖尿病性腎症の割合が高い。 <p>【介護】</p> <ul style="list-style-type: none">・要介護認定者のうち脳血管疾患を有している人の割合が高い。・要介護認定を受けている人と受けていない人の医療費の差額が同規模保険者と比べて大きい。 <p>【特定健診】</p> <ul style="list-style-type: none">・肥満者、メタボリックシンドローム予備群の割合が高い。・健診受診率が低い。・生活習慣病が重症化する可能性がある人のうち未治療の人が多い。
第1期計画の達成状況	<p>【医療】</p> <ul style="list-style-type: none">・一人当たり医療費の伸び率が9.7%減少した（同規模保険者は2.5%増加）。・一人当たり入院医療費は、脳血管疾患は下がったものの虚血性心疾患に係る費用が増加している。・人工透析のうち糖尿病性腎症の割合に変化はない。 <p>【介護】</p> <ul style="list-style-type: none">・1号認定者においては虚血性心疾患が、2号認定者においては、脳血管疾患により介護認定を受けている人が多い。・要介護認定を受けている人と受けていない人の医療費の差額は縮小している（町：H25年度5,756円→H28年度4,684円、同規模：H25年度4,718円→H28年度4,528円）。

	<p>【特定健診】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メタボリックシンドローム予備群の割合は微減しているものの、該当者の割合は増加している。 ・健診受診率は、H25年度 26.8%→H28年度 44.0%と 17.2%増加した。 ・健診を受診しておらず、治療もしていない人の割合は、H25年度 23.0%→H28年度 19.5%と減少した。
目標の設定	<p>【中長期的目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症の患者の伸び率を減少させる。 ・一人当たり入院外医療費を伸ばし、入院医療費を維持する。 <p>【短期的目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高血圧、脂質異常症、糖尿病、メタボリックシンドローム該当者の減少 ・特定健診受診率の向上、特定保健指導実施率の維持
保健事業の実施	<p>特定保健指導以外にも必要な人を確実に治療につなげ、治療中断しないように、糖尿病性腎症重症化予防を中心とした保健指導を実施する。また、健診未受診者の受診勧奨等、受診率向上対策に取り組む。</p>
評価の方法	<p>国保データベース（KDB）システムの情報を活用し、疾病の発生状況、医療費や介護費の動向、特定健診受診率、特定保健指導実施率等を考慮し、PDCAサイクルにより、毎年度評価を実施する。評価については、アドバイザーや国保連合会の保健事業支援・評価委員会の活用を検討する。各データについては、経年変化、国・道・同規模保険者と比較する。</p>
計画の見直し	<p>計画の最終年度となる平成 35 年度に、計画に掲げた目的・目標の達成状況を評価し、次期計画に反映させる。</p>
計画の公表・周知	<p>町の広報誌・ホームページで公表し、周知する。</p>
個人情報の保護	<p>音更町個人情報保護条例等に基づき実施する。</p>

音更町国民健康保険運営協議会委員名簿

(任期 H29. 9. 1～H31. 8. 31)

被保険者代表

氏 名	就任年月日	備 考
大 塚 善 徳	H19.9.1～	
松 本 弘 幸	H25.9.1～	
森 純 夫	H29.9.1～	
加 藤 美智代	H29.9.1～	

保険医・保険薬剤師代表

氏 名	就任年月日	備 考
田 中 章 二	H13.9.1～	
栗 原 延 好	H23.9.1～	
村 上 利 雄	H24.2.1～	
武 居 正 明	H24.2.1～	

公益代表

氏 名	就任年月日	備 考
山 本 京 子	H17.9.1～	
中 塚 孝 子	H19.9.1～	
土 田 純 雄	H25.9.1～	
清 都 善 章	H29.2.1～	

メモ

A series of horizontal dashed lines for writing.